

# 人材投資促進税制Q & A集

## 1. 教育訓練対象者の範囲

Q 教育訓練の対象となる社員の範囲を教えてください。

A 教育訓練の対象となるのは法人または個人事業主(以下「法人等」)の「使用人」です。使用人であるかどうかは、対価を受け取ってその事業に使用されているか否かという実態をみて判断されます。つまり、正社員だけでなく、契約社員、パート・アルバイト等も対象となります。

ただし、以下の者は対象から除かれます。

- 1) 当該法人の役員又は個人事業主
- 2) 使用人兼務役員
- 3) 当該法人の役員又は個人事業主と特殊関係にある者(親族、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者、又はと生計を一にする親族)
- 4) 内定者等の入社予定者

内定者は、法人等から対価を受け取って業務を遂行する者とは言えないので、内定者に対する研修等の費用は教育訓練費には含まれません。

## 2. 対象費用の範囲

### 自社研修の費用

Q 教育訓練中に従業員に支払った給与は教育訓練費に含まれますか。

A 法人等が従業員の教育訓練期間中に当該従業員に支払った給与等の人件費は、教育訓練費には含まれません。

なお、教育訓練担当部署(人事部、研修部等)に勤務する従業員に支払った給与等の人件費も、教育訓練費には含まれません。

Q 教育訓練を受ける従業員に支給する交通費は、教育訓練費に含まれますか。

A 法人等が研修を受ける従業員に支給した交通費、旅費は、教育訓練費には含まれません。

Q 自社の役員又は社員を講師として教育訓練を行った場合、講師に支払う人件費や講師料は教育訓練費に含まれますか。

A 講師に対する謝金等が教育訓練費となるのは、当該講師を外部から招聘した場合に限られます(子会社などのグループ企業から講師の派遣を受けた場合も対象となります)。

よって法人等が自社の役員や社員を講師にした場合に支払った人件費や講師料は教育訓練費には含まれません。

Q 自社所有の研修所を改修・修繕した場合、当該改修・修繕費は教育訓練費に含まれますか。

A 法人等が取得し所有している研修施設を改修・修繕した場合の費用は、教育訓練費には含まれません。

Q 会社が自社の研修施設を取得した場合、当該取得費用は教育訓練費に含まれますか。

A 法人等が自らの研修施設を取得した場合、当該取得に要した費用(減価償却費等)は教育訓練費には含まれません。

Q 会社の研修所や研修部門の光熱費や維持管理費は教育訓練費に含まれますか。

A 法人等が所有する研修所や研修部門の光熱費や維持管理費は教育訓練費には含まれません。

### 1) 外部講師謝金等

Q 外部の法人から講師の派遣を受け、その対価を法人に支払った場合、当該対価は教育訓練費に含まれますか。

A 法人等が外部の法人に対して講師の派遣を依頼し、報酬等を直接講師に支払った場合に限らず、法人に対して支払った場合も、当該報酬等は教育訓練費に含まれます。

Q 教育訓練等の研修プログラムの開発を外部に委託した場合の費用は、教育訓練費に含まれますか。

A 自社で開発する場合に発生する費用は対象となりませんが、外部に開発を委託する場合の費用は教育訓練費に含まれます。なお、教育訓練等の実施を外部に委託する場合の費用は、研修委託費として教育訓練費に含まれます。

## 2)外部施設等使用料

Q 親会社の子会社の施設を賃借して研修を行った場合、その賃借料は親会社の教育訓練費に含まれますか。

A 子会社(出資比率等は問いません)を含め、外部の施設を賃借して研修を行った場合に支出した費用は教育訓練費に含まれます。一方、法人等が自ら所有する施設を使用して研修を行った場合に支出した当該施設に係る光熱費や維持管理費は、教育訓練費には含まれません。

Q 教育訓練に使用する設備、器具・備品などをレンタル又はリースした場合の費用は教育訓練費に含まれますか。

A 法人等が外部から教育訓練に使用するために設備、器具・備品などをレンタル・リースした場合の当該レンタル料・リース料は教育訓練費に含まれます。

Q 教育訓練に使用するパソコンのリース費用は教育訓練費の対象となると同時に、取得価額要件を満たす場合はIT投資促進税制の対象にもなります。このように重複した場合はどのように取り扱いますか。

A 重複して適用することはできません。どちらか一方を選択して適用することになります。

## 研修委託費

Q 出資比率 100%の子会社に教育訓練を委託した場合の委託費は教育訓練費に含まれますか。

A 法人等が研修を外部に委託した場合、委託先との資本関係の有無に拘わらず当該研修に係る委託費は教育訓練費に含まれます。したがって、100%子会社に委託した場合でも、その委託費は教育訓練費に含まれます。

Q 民間教育会社や教育機関ではなく、一般の事業会社に教育訓練を委託した場合、実態として研修を行っているのですが、当該委託費は教育訓練費に含まれますか。

A 委託先が教育訓練を業としていない会社であっても、実態として教育訓練を行うのであれば、委託費は教育訓練費に含まれます。

### 外部研修参加費

Q 社員を国内外の大学院やロースクールなどの各種専門学校に留学させる場合に支払う費用は教育訓練費に含まれますか。

A 法人等が使用人の職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるために大学院等に留学させる場合の授業料等聴講に要する費用や教科書等の費用は教育訓練費に含まれます。ただし、留学期間中に支払う人件費や旅費、住居費など、学資金等聴講とは直接関係ない費用は教育訓練費には含まれません。

また、単に学士を取得するためやキャリアアップのために国内外の4年生大学へ留学させる場合の費用(所得税法上給与に該当するもの)は、教育訓練費には含まれません。

Q 従業員が資格・検定試験を受験する際に支払った受験料を法人等が負担した場合、当該負担金は教育訓練費に含まれますか。

A 教育訓練の一環として、資格・検定試験を受験させた場合、その費用は教育訓練費に含まれます。

Q 例えば、社員が資格を取得した場合に法人等が支払う報奨金は教育訓練費に含まれますか。

A 報奨金等は、教育訓練費に含まれません。

Q 組合が組合員の賦課金で教育訓練等を実施した場合の当該賦課金は教育訓練費に含まれますか。

A 組合が組合員から徴収した賦課金で組合員の使用人に対して教育訓練を実施する場合、組合が当該賦課金から当該教育訓練費のために支出した費用は対象となりません。なお、組合が主催する教育訓練に、組合員がその対価を支払ってその使用人を参加させる場合、その支払った費用は、組合員たる法人等の教育訓練費に含まれます。

## 教科書その他教材費

Q 会社が自ら教科書や教育訓練用コンテンツを制作した場合、その製作費は教育訓練費に含まれますか。

A 法人が自ら教科書や教育訓練用コンテンツを作製する場合に支出した人件費、材料(備品・消耗品)購入費、複写・印刷費等の製作費は、教育訓練費には含まれません。

Q eラーニングの購入・開発費用は対象となりますか。

A 教育訓練用のコンテンツの使用料、資産計上されないコンテンツの購入費、作製委託費が教育訓練費の対象となります。一方、資産計上されるソフトウェアの購入費、開発委託費は、人材投資促進税制の対象になりません。(ソフトウェアは、IT投資促進税制の対象となっています。)

Q 教育訓練等に用いられる教材であれば、教材費として教育訓練費の対象となりますか。

A 教材が減価償却資産となる場合は、原則対象となりません。ただし、使用可能期間が1年未満の教材又は取得価額が10万円未満で適用年度に損金経理した教材は、教育訓練費に含まれます。

Q n年度に購入した教材をn+1年度に使用した場合、教育訓練費はどちらの年度に計上すべきでしょうか。

A 会計上、購入費として計上した事業年度の教育訓練費として計上することになります。

Q 会社の教育訓練担当部署が、教育訓練プログラム等を作成するために内部検討資料として書籍を購入した場合、当該購入費は教育訓練費に含まれますか。

A 教育訓練のために使用人が直接使用する教科書その他の教材が対象となりますので、設問のように直接使用しない内部検討のための書籍等の購入費は教育訓練費には含まれません。

### 3. その他の留意点

#### ・助成金の給付を受けた費用の取扱い

Q 教育訓練費の対象となる費用の中に、助成金の給付を受けた費用がある場合、教育訓練費をどのように計算すればいいでしょうか。

A ．例えば厚生労働省の「キャリア形成助成金」の給付対象となる経費の大部分は人件費ですが、人件費は人材投資促進税制の対象費用ではありませんので、当該制度の教育訓練費に影響ないものと思われます。ただし、助成金の給付対象となる経費と、人材投資促進税制の対象となる教育訓練費が重複する場合は、当該重複した金額を教育訓練費から控除することになります。

Q 助成金の給付を受けた経費の発生事業年度と助成金の給付事業年度が異なる場合は、どの時点で教育訓練費から控除したらいいでしょうか。

A ．法人等が助成金の給付を受けた場合、当該給付の対象となった経費は教育訓練費から控除されますが、控除するのは経費が発生した事業年度ではなく、当該経費に該当する助成金額の給付を受けた事業年度に行います。

#### ・比較教育訓練費の額

Q 過去2年分の教育訓練費の平均額(比較教育訓練費の額)はどのように算出したらいいでしょうか。

A ．適用年度の前事業年度および前々事業年度の教育訓練費をそれぞれ算出し、その平均額を算出します。なお、前々事業年度、前事業年度、適用年度の月数がそれぞれ異なる場合は、次の計算により教育訓練費を適用年度のベースに合わせます。

その異なる事業年度の教育訓練費の額×適用年度の月数÷その異なる事業年度月数  
(月数は暦によって計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とします。)

Q 設立の日を含む事業年度は適用対象外ということですが、設立2年目に当該制度の適用を受けようとした場合は比較教育訓練費の額をどのように算出すべきでしょうか。

A ．設問のような比較教育訓練の額が1事業年度しかない場合は、その1事業年度の教育訓練費の額を比較教育訓練費の額として本税制の適用を判断することになります。

Q 比較教育訓練費の額が0(零)の場合は本税制の適用を受けられますか。

A . 過去2事業年度に教育訓練費の支出が全くない場合は、適用年度の教育訓練費の額がそのまま教育訓練費の超過額(増加額)となり、基本制度においてはその額の25%を税額控除することができます。一方、中小企業者の特例措置においては、教育訓練費総額の最大値である20%の税額控除を受けることができますが、このケースでは、教育訓練費総額 = 教育訓練費超過額ですので、基本制度を利用した方が有利となります。

### 対象となる法人等

Q 特例制度を選択できる中小企業の範囲を具体的に教えて下さい。

A . 特例制度を選択できるのは中小企業者に限られます。(ただし、大企業の子会社は除きます。)

中小企業者とは、以下の )もしくは )に該当する者又は農業協同組合等です。

)資本又は出資の金額が1億円以下の法人(ただし、発行株式総数若しくは出資金額の1/2以上が同一の大企業(資本金1億円超の法人)又は発行株式総数若しくは出資金額の2/3以上が大企業の所有に属している法人を除く。)

)資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1000人以下の法人又は個人

Q 個人事業者は中小企業者の特例措置を受けることができますか。

A . 個人事業者も上記中小企業者の定義に該当する場合(常時使用する従業員の数が1000人以下の場合)は、中小企業者の特例措置を選択することができます。

### 申告手続等

Q 当期の確定申告で基本制度を選択し、翌期以降の確定申告で特例制度を選択することはできますか。

A . 各事業年度における制度の選択は、任意で行えます。したがって、設問のように事業年度ごとに基本制度と特例制度を選択することは可能です。

Q 人材投資促進税制の適用を受けた場合、法人住民税の計算はどのようにすべきでしょうか。

A 法人住民税(法人税割)の計算にあたっては、中小企業者については、基本制度・特例制度問わず、税額控除後の法人税額を課税標準とします。したがって、税額控除額×税率に相当する金額を法人税割として納めなくてよいことになります。

中小企業者以外の法人等については、税額控除前の法人税額を課税標準とします。

Q 法人グループが連結納税を選択している場合、教育訓練費をどのように算出すればいいでしょうか。

A 連結法人各々で教育訓練費を算出し、それをすべて足し上げた教育訓練費の額の合計額と、同様の方法で算出した比較教育訓練費の額の合計額とを用いて本税制の適用を判断することになります。

Q 教育訓練費の算出の根拠となる資料の提出はどのようにすべきでしょうか。

A 確定申告等に際しては、申告書別表に控除を受ける金額および当該金額の計算課程を記入することになります。さらに、様式は自由ですが、「教育訓練等を行った年月日、教育訓練の内容や参加した使用人の氏名、教育訓練費の額・内容、支出日、支出先の名称及び住所等の必要事項を記載した書類」を添付する必要があります。これは、適用年度の対象費用に係る書類だけではなく、前事業年度、前々事業年度に係る書類も提出する必要があります。

このQ & A集に関するお問い合わせは下記の連絡先をお願いします。

経済産業省 経済産業政策局 産業人材参事官室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

Tel 03-3501-2259(直通)